

国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針

平成 23 年 8 月 30 日
理 事 長 裁 定
平成 24 年 12 月 27 日
一 部 改 正
平成 25 年 4 月 1 日
一 部 改 正
平成 26 年 3 月 4 日
一 部 改 正

1. 基本理念

「新しい公共」宣言（平成 22 年 6 月「新しい公共」円卓会議構成員総意）においては、『「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。』とされている。

国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施に当たっては、これらを踏まえるとともに、試行的実施を行う国立青少年教育施設における幅広い議論や柔軟な発想等を担保するため、当該施設の裁量の範囲を確保しつつ、以下のとおり基本的な方針を定めるものとする。

2. 試行的実施を行う国立青少年教育施設

試行的実施を行う国立青少年教育施設は、次の 5 施設とする。

- (1) 国立大雪青少年交流の家（北海道上川郡美瑛町）
- (2) 国立阿蘇青少年交流の家（熊本県阿蘇市）
- (3) 国立那須甲子青少年自然の家（福島県西白河郡西郷村）
- (4) 国立妙高青少年自然の家（新潟県妙高市）
- (5) 国立若狭湾青少年自然の家（福井県小浜市）

3. 試行的実施期間

試行的実施期間は、平成 25 年 1 月から平成 27 年 3 月までとする。

4. 試行的実施内容

- (1) 運営協議会の設置
 - ① 上記 2 の施設にそれぞれ運営協議会を設置する。
 - ② 運営協議会は、下記 5 の役割を担うものとする。
- (2) 主な取組内容
 - ① 試行的実施期間の初年度
 - ア 運営協議会の設置をはじめとする体制づくり

- イ 広報や教育事業の見直しなど、当該年度内に実施可能な運営改善に向けた取組の実施
- ウ 次年度における施設の運営計画の策定

② 初年度を除く試行的実施期間

- ア これまでの試行的実施期間における取組及び当該年度の施設の運営計画を踏まえ、「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を実施する。
- イ 次年度における施設の運営計画の策定

5. 運営協議会の役割

(1) 試行的実施期間の初年度内に実施可能な運営改善に向けた取組指針の策定

- 広報や教育事業の見直しなど、試行的実施期間の初年度内に実施可能な運営改善に向けた取組の指針を策定する。

(2) 運営計画の策定

- ① 運営計画には、重点的な取組事項、新たな教育事業の実施に向けた企画運営方針、広報をはじめとする利用者獲得のための方策、関係機関・団体との連携方策、予算・人事に関する計画、項目毎の達成目標、自己点検・評価方法などを盛り込むものとする。
また、具体的な成果目標や、利用者数・宿泊室稼働率・収入・管理運営費などの定量的な指標を設定するものとする。

- ② 各年度の運営計画については、運営協議会から機構理事長に報告する。

(3) 施設職員の任用

- 運営協議会は、試行的実施期間の次年度以降の人事異動に向け、施設職員の人事構成や定員枠内での新たな職員の任用など施設職員の任用について、機構理事長に対して意見を述べることができる。

(4) 施設予算

- ① 運営協議会は、施設予算について、機構理事長に対して意見を述べるができる。
- ② 機構理事長は、上記2の施設の試行的実施期間の次年度の予算について、それぞれ総額を示し、予算の用途については運営協議会が決定する。

(5) 試行的実施結果の自己点検・評価

- ① 運営協議会は、試行的実施の結果について、年度毎に自己点検・評価を行う。
- ② 自己点検・評価に当たっては、利用者アンケート調査を行うなどの工夫を行い実施する。また、自己点検・評価結果に基づく今後の課題や問題点、その改善に向けた方策、施設の特色化や個性化についてもまとめるものとする。
- ③ 自己点検・評価結果については、運営協議会から機構理事長に報告する。

6. 運営協議会委員の任命等

- (1) 上記2の施設の所長は、青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体、公立・民間青少年教育施設、地元自治会など幅広い関係者から運営協議会委員候補者を選定し、その中から、機構理事長の承認を得た上で、各施設所長が運営協議会委員を任命する。

- (2) 運営協議会委員は、具体的な役割をもって当事者として参加し、施設と協働するものとする。

- (3) 運営協議会委員に対しては、機構本部より手当を支給する。

7. その他

- (1) 国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施に当たっては、原則として、現行規程等の範囲において実施するものとする。
- (2) 上記2の施設においては、試行的実施期間に限り、独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程定める「施設業務運営委員会」を設置・開催しないことができる。